農業者年金に加入して老後に備えましょう

◎農業者年金とは…

積立方式の公的年金であり、支払った保険料[※①]は**社会保険料の控除対象**です！

また、**保険料は自由**[※②]に決められます！

さらに終身保険で**80歳までの保証付き！**[※③]

※① 加入者が支払った保険料は、社会保険料控除の対象になります。

※② 保険料は月2万円（35歳未満は月1万円から）から6万7千円（千円単位）で決めることができる。（毎年変更可能）
保険料については認定農業者など一定の要件を満たす場合は保険料の国庫補助が受けられます。

※③ 仮に80歳前に亡くなられた場合でも死亡一時金（非課税）が支給されます。



加入者の声（仁軒地20代）

この度親元就農し、農業者年金に加入しました。加入の決め手となったのは、一定の条件を満たす若年層には国の保険料の一部を補助してくれる点です。より若い時に加入すれば補助を受けられる期間が長くなりますし、加入して良かったと思います。



加入要件 3つのポイント

- **国民年金第1号被保険者**（国保年金保険料納付免除者を除く。）
- **年間60日以上農業に従事**
- **65歳未満**（60歳以上は国民年金の任意加入保険者）

具体的には、こんな方です！

①農業経営者（自営業との兼業農家）とその配偶者
②農業後継者とその配偶者
③農地の権利名義を持たない畜産農業者、施設園芸等農業者等
④農業従事者（農家のパートさん含む）

※ご相談は農業委員会事務局又は農業委員まで！

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）加入が必要です。
※農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。
※厚生年金加入者・厚生年金扶養者は加入できません。
※途中脱退、再加入も可能です。

編集委員会
委員長　宮本　敏男
副委員長　野村　猛
委員　黒川　一
稲葉　賢一
鈴木　好信
廣江　一
後上　和彦





発行：結城市農業委員会　住所：結城市中央町二丁目3番地　結城市役所2階
編集：結城市農業委員会編集委員会　　TEL：0296-34-0435（直通）

第５号
令和8年
1月発行

～緑の大地～

結城市農業委員会



会長あいさつ



新年あけまして
おめでとうございます。
今年一年が皆様にとって
良い年になりますよう
心よりお祈り申し上げます。

さて、本市農業委員会は現在第24期となり、農業委員16名、推進委員11名で様々な活動展開をしております。

その第24期農業委員会ですが、今年の7月で3年間の任期を満了し、委員の改選となります。

この3年を振り返ると、農家の皆様には座談会・協議の場にご参加いただきまして、地域農業の将来方針を取りまとめた地域計画を策定することができましたこと感謝申しあげます。

改選に伴い、本市では新しく農業委員及び推進委員を3月から募集します。女性や青年層も大歓迎ですので、ぜひご応募又は推薦お待ちしております。

結びになりますが、農業委員会はこれからも農地利用の最適化を積極的に推進し、結城市の農業発展のため、尽力して参りますので、何卒よろしくお願いいたします。

令和八年正月

結城市農業委員会会長
大澤　吉己

令和8年7月は農業委員・農地利用最適化推進委員の改選となります

令和5年7月の就任から、3年間の任期終了に伴い、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集を行います。

【募集要項等】

①任　　期…3年（令和8年7月20日～令和11年7月19日まで）

②募集人員…農業委員（16名）、農地利用最適化推進委員（11名）

③募集期間…令和8年3月初旬頃～令和8年4月初旬頃まで（1か月間）

④職務内容

◇農業委員

◎農地の権利移動や農地転用に係る許可等、それに伴う現地調査、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進及び農地利用状況調査等

◎農業に関する調査及び情報提供等

◇農地利用最適化推進委員

◎農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進及び農地利用状況調査等

◎農業に関する調査及び情報提供等

※募集要項の詳細については、令和8年2月初旬頃に「結城市ホームページ」で掲載予定です。（農業委員会窓口でも配布します。）また、募集期間等については令和8年2月号の「お知らせ版」にも掲載予定です。



総会風景等



現地調査風景等

結城市農業委員会では女性農業委員を募集しています！

全国で女性の農業委員の登用率は14.5％（令和6年度）となっておりますが、国の基本計画では、2030年度の女性農業委員の割合の目標を30％としております。また、改正農業委員会法（平成28年4月1日施行）では、農業委員の任命に関して、年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮する旨の規定を設けました。

そんな中、結城市農業委員会では女性農業委員が不在の状態です。

親身になって農業者の話を聞く共感力など女性の持ち味を活かして地域農業を創っていきませんか。



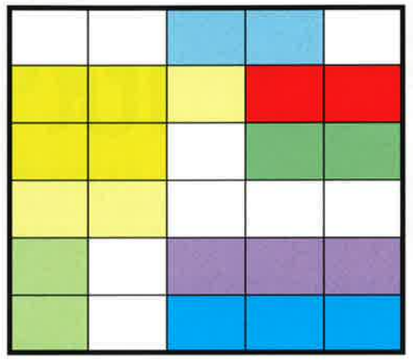
地域計画の策定からブラッシュアップへ

地域計画（目標地図の素案）について、皆様のご協力により令和7年3月に策定され、4月より施行されました。ご協力ありがとうございました。今後は農地の集積・集約化を目指した話し合いや農地中間管理機構を経由した貸借を進める等、計画内容をブラッシュアップ（完成度を高める）していくことになります。また、その内容を目標地図の素案にも反映させて将来的に目標地図（今後10年間）としていくこととなります。引き続き、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

目標地図作成イメージ

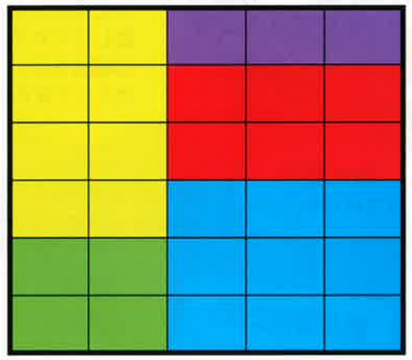
目標地図の素案

令和7年4月（地域計画施行開始時点）



目標地図

将来（10年後）



※地域計画区域内の農地転用について

地域計画が定められた区域（全ての市街化調整区域）の農地転用をする場合、農地転用許可申請の前に地域計画から対象農地を除外する手続きが必要となります。手続きに時間を要しますので、農地転用の予定のある方は早めにご相談ください。

農地の貸し借りは農地中間管理事業を活用しましょう！

農業委員会を通さず自分たちだけで農地の貸し借りを行うことは、農地法では認められておらず、トラブルの原因となります。農地中間管理機構（以下「機構」）を経由した貸借を是非ご利用ください。



出し手側のメリット … 賃料が機構から確実に振り込まれる。

受け手側のメリット … 出し手が多数いる場合でも賃料の支払い先は機構だけで済む。

※機構は県知事が指定した公的機関で、出し手から農地を借り受け、受け手に貸し付ける事業を行っている組織です。

※機構を経由した貸借方法を利用できるケースは、受け手が地域計画で農地の担い手として位置づけられている場合のみとなります。

※他に農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて行う貸借方法もございます。

詳細については、農政課又は農業委員会事務局までお問い合わせください。

結城市農政課　TEL 0296-34-0419　　結城市農業委員会事務局　TEL 0296-34-0435